

認知症高齢者グループホーム設置運営事業者選定基準

1 適否判定基準

(1) 設置運営事業者（応募者）に係るもの

①	介護保険法の規定に基づく事業者の指定要件を満たしていること。
②	介護保険事業の適正な運営を行っていること。 ・ 法人及び事業所運営に関し、介護保険法の規定に基づく監査において文書指摘事項がある場合は、それが改善されていること。 ・ 新規整備等を行うにふさわしくない法令違反や社会的問題を起こしていないこと（介護保険法の規定に基づく監査を受けている場合を含む。）。 ・ 直近3年間の会計年度において、3年連続して当期純損益が赤字でないこと。
③	広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当していないこと。
④	広島市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
⑤	法人の代表者、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）及び事業所の管理者の予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者（※1）に該当しないこと。
⑥	認知症高齢者グループホーム及び特定施設入居者生活介護設置運営事業者として選定又は決定され事業所を整備した後10年を経過せず当該事業所を廃止した事業者にあつてはその廃止の日から起算して3年を経過していること。当該事業所を休止した事業者にあつては応募時点で事業所を再開していること。
⑦	過去の広島市認知症高齢者グループホーム及び特定施設入居者生活介護設置運営事業者募集で選定された事業者においては、令和6年8月23日時点において当該選定に係る事業所が開設されていること。

(2) 設置計画に係るもの

事業所の整備時期	令和8年度末（令和9年4月1日指定等を含む）までに事業開始が見込まれる計画であること。
整備予定地	① 自己所有、借地及び借家により広島市内に整備予定地が確実に確保できること。 ② 公道に面しているか、進入路が確実に確保されるものであること。また、緊急車両が進入できるものであること。 ③ 整備予定地及び事業所の建物に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又は、その権利の抹消が確実であること。 ④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。（※2） ⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で定められた土砂災害警戒区域及び第9条で定められた土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと。（※2）
資金計画	① 事業所の整備に必要な自己資金等の確保ができること。 ② 事業開始後の資金計画が適切であること。 ③ 事業開始時の運転資金（年間必要資金12分の2以上）が確実に確保できること。
設備要件	① 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号）で定められた基準を満たすこと。 ② 共同生活住居数は1以上3以下（サテライト型の場合は1又は2）であること。なお、1である場合は、利用定員は9名とする。 ③ 都市計画法、建築基準法等の関係法令に適合すること。 ④ 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が指定申請又は変更届出までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有するものであること。

地 元 説 明	地元説明が行われていること。 【注意事項】 ○ 説明の対象は、隣接地主及び整備予定地のある町内会とします。ただし、整備予定地が隣接する町内会との境界付近に位置する場合など、事業所の整備に伴い周辺町内会も影響を受けることが見込まれる場合はその町内会にも説明を行ってください。 ○ 町内会に説明を行うに当たっては、町内会長に相談の上、説明会や各戸へのポスティングなどその地域に適切な方法により丁寧に説明してください。町内会に入会していない住民にも配慮してください。 ○ 説明に際しては、事業所の概要（規模、構造及び提供するサービスの内容）、事業所の建設に関する事項（工事の実施計画、安全対策、騒音など想定される影響と対策）及び事業所整備後に地域の住環境に及ぼす影響と対策（日照、テレビ電波受信の障害、車両通行状況等）について、具体的な説明をしてください。 なお、この説明は、広島市にグループホームの事業計画書を提出するための事前説明であり、この説明の後に広島市へ事業計画書を提出し、選考の上選定された場合に整備を行うものであることを併せて説明してください。 ○ 事業所整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、具体的な対応方策を示すとともに、適宜、対応状況及びその結果を書面により報告してください。 ○ 提出された報告書の内容については、説明先の代表者に確認を求めることがあります。その結果、内容が虚偽であると判断した場合には「否」となる場合があります。
応 募 数	一法人※¹当たりの応募可能数は、1を限度とする。 ※1 出資関係、株式の保有割合、役員等の重複、事業を一体的にPRしている、事業計画書の内容が同一等の事情から実質的にグループ法人と判断される者を含む。 ※2 認知症高齢者グループホーム及び特定施設入居者生活介護を1事業所ずつ（計2事業所）応募することはできない。ただし、同一建物内で整備する場合はこの限りではない。

※1 暴力団密接関係者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- 1 その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
- 2 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）
- 3 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）
- 4 情を知って、上記1から3までの者を利用している者（事業者を含む）
- 5 情を知って、上記1から3までの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

※2 整備予定地の一部が「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に該当している場合の取扱い。

「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に該当しているのが整備予定地の一部である場合であって、当該区域に建物やその他入居者が日常的に使用する設備等（来客用駐車場含む）を配置しない計画であるときには、適否判定上問題ないものとして取扱う。

2 評価基準			別紙 3-2				
(1) 評価項目・配点							
評 価 項 目			評 価 の ポ イ ン ト		配 点		
大 区 分	中 区 分	小 区 分					
応募者の概要		介護保険事業の実施状況	運営するすべての介護サービスについて、次のいずれにも該当し、かつ、下記のサービス（介護予防を含む。）のうち、いずれかを現在提供している者 ①令和元年度以降に、介護保険法に基づく行政処分を受けたことがない。 ②令和元年度以降に、介護保険法に基づく改善勧告を受けたことがない。 ③広島市内に所在する事業所において令和元年度以降に、本市から介護保険法に基づく同様の指導を2回以上受けたことがない。 ④令和元年度以降に、運営している介護保険サービスに関し、介護保険事業の適正な運営に影響を及ぼすような他法令違反を指摘されたことがないか、又は、指摘された事項をすでに是正している。		5	5	
			特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防支援				
事業所運営	事業所運営の基本方針	事業所の運営方針	介護保険法等の関係法令に基づき事業所を運営するものになっているか。		5	70※	
		地域との連携	利用者・職員の積極的な地域活動への参加を計画し、地域と活発な交流を行うこととしているか。		5		
			非常災害時に地域住民からの支援が受けられるよう、町内会等と連携することとしているか。				
			地域に対して、地域の人材（地域のボランティア、協同労働など）の活用のためにどのような働きかけを行うか。また、その地域の人材をどのように活用するか。				
			地域住民を対象とした認知症介護に係る研修会や介護相談、認知症カフェ等を実施する予定はあるか。実施する場合は、その方法、内容及び頻度はどうか。				
		利用者の家族との連携	家族会の設置の有無とその運営の在り方はどうか。また、家族会の事業以外に、家族との交流の機会を確保するために、どのような取組をどの程度行うか。		5		
			運営に関する意見の反映方法はどうか。				
		事業所管理運営	運営母体（法人代表者（予定者））	設置運営事業者募集に応募した動機が明確かつ適切であるか。			5
			管理者予定者・職員配置・職員研修・人材育成・定着等	管理者予定者は相当の福祉経験を有しているか。自らの役割と責任を認識し、かつ認知症高齢者の介護について、十分な経験を有した人物か。			5
				職員配置について、基準を上回る数の職員や専門職の配置が計画されているか。			
	質の高い中核的人材の育成・定着のための具体的な取組が計画されているか。			5			
	働きやすい環境づくりを行うよう計画されているか。						
	利用者処遇	利用者等の苦情処理体制・個人情報の保護・事故発生時の対応	利用者からの苦情に対して適切な対応が取れるとともに、個人情報の保護や介護サービス情報の公表などが適切に行える体制が整備されているか。		5		
			事故の対応について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。				
		災害対策・衛生管理・感染症対策	災害の対策について、適切な体制が整備されているか。		5		
			食中毒予防や感染症対策について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。				
		栄養・協力医療機関	栄養管理や水分摂取に配慮した具体的な取組が計画されているか。		5		
			事業所からの距離や診療科目等について適切な医療機関を協力医療機関とすることとしているか。				
		サービスの質の確保	利用者に対し、適切なサービスを提供することになっているか。		5		
			個別ケアを実現するための具体的な取組が計画されているか。		5		
			中重度利用者に対する具体的な取組が計画されているか。		5		
			認知症高齢者に対し、より手厚いケアを行うための体制や、医療との連携は十分か。		5		
	より質の高いケアを行うために新しい技術の導入や科学的介護を推進する取組が計画されているか。		5				
経営の安定性		法人経営の安定性	経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないか。		5	5	
		事業所の所有関係	整備予定地及び建物は自己所有か。また、賃借の場合、契約期間は何年か。				
整備予定地		道路・交通	利便性の良い場所に位置しているか。		10	10	
		周辺状況	利用者の安全・快適な生活に配慮した事業所となっているか。				
			地域との交流の促進が期待できる場所に位置しているか。				
		面積・日照等	周辺の建物等により事業所への日照・風通しが著しく妨げられるようなことがないか。				
整備建物		安全・健康面等への配慮	利用者の安全・快適な生活に配慮した事業所となっているか。		10	20	
			非常時への備えを計画的に行うこととしているか。				
		ユニット・居室	より在宅に近い居住環境を確保できるような配置等になっているか。		5		
		水回り空間	利用者の生活のリズムに沿った排泄・入浴等が可能な設備の数、配置等になっているか。		5		
計					110※		

※ 評価得点が110点満点中6割以上かつ大区分「事業所運営」に係る評価得点が配点の6割以上であること

(2) 加点項目・加点

加 点 項 目	加 点 の ポ イ ン ト	加 点
要整備圏域への整備	幟町、国泰寺、二葉、大州、段原、宇品・似島、中広、安佐・安佐南、東原・祇園東、口田、湯来・砂谷、五月が丘・美鈴が丘・三和のいずれかの圏域に整備する事業計画か。	15
看護小規模多機能型居宅介護事業所との併設	看護小規模多機能型居宅介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所がいずれも1以下の圏域で併設するか。	5
小規模多機能型居宅介護事業所との併設	看護小規模多機能型居宅介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所がいずれも1以下の圏域で併設するか。	5
認知症対応型通所介護事業所との併設	認知症対応型通所介護事業所が1以下の圏域で併設するか。	5
独自の取組	事業所運営又は整備建物において、特色ある独自の取組が計画されている。 【①地域との連携、②職員の配置及び人材育成・定着等（障害者雇用など）、③サービスの質の確保（機能訓練など）、④建物の特質（広島県産の木材使用など）、⑤安全・健康面等への配慮(シックハウス対策・衛生管理への配慮など)、⑥ユニット、⑦水回り空間】	各3 (最高21)
施設老朽化による建て替え	施設老朽化による建て替えに合わせ、ユニット増等を行うものか	10
加点 計		61

評 価 項 目			視 点			
大 区 分	中 区 分	小 区 分				
事業所運営	事業所運営の基本方針	事業所の運営方針	運営方針	地域密着型サービスの事業の一般原則を十分認識した運営方針を定めている		
				利用者本位のサービスを提供するために職員が守るべき倫理を定め、職員に周知することとしている		
				運営基準を理解し、法令遵守を意識したサービスが提供できるよう職員に徹底することとしている		
				職員全員が年1回以上、事業所の自己評価に参加し、提供しているサービスを見直すこととしている		
				外部評価を受け、その結果を公表し、常に改善を図ることとしている		
		地域との連携	地域との相互交流	利用者・職員の積極的な地域活動への参加を計画し、地域と活発な交流を行うこととしている		
				非常時に備えた地域との連携	非常災害時に地域住民からの支援が受けられるよう、町内会等と連携する	
				地域人材の活用	地域の人材(地域のボランティア、協同労働など)を受け入れることとしている	
				地域住民を対象とした介護相談等の実施	地域住民を対象とした認知症介護に係る研修会や介護相談等を行うこととしている	
			認知症カフェ等を運営する計画である			
		利用者の家族との連携	家族との交流の機会の確保	家族会を設置する		
				利用者の一時帰宅について、本人や家族へのアセスメントを実施するなどの支援を行う		
				3台以上、グループホーム用の来客用駐車場がある		
				来客の宿泊にも利用できる来客専用のスペースを設けている		
		家族への情報提供と意見の反映	利用者やその家族から、事業所に対する意見や提案を把握するための取組(アンケートの実施や相談窓口の設置など)があり、それらを事業所運営に反映させることにしている			
	事業所管理運営	運営母体(法人代表者(予定者)) 管理者予定者・職員配置・職員研修・人材育成・定着等	法人代表者(予定者)	設置運営事業者募集に応募した適切かつ達成したい動機がある		
			管理者予定者	介護保険事業所での経験が5年以上ある者を充てる		
				介護保険事業所の管理者経験がある者を充てる		
			職員配置	看護・介護職員について、以下のいずれかに合致する体制とする計画であること。 (ア)介護職員(非常勤職員を含む。)について、介護福祉士資格取得者を50%以上配置する (イ)看護・介護職員のうち、常勤職員を75%以上配置する (ウ)看護・介護職員(非常勤職員を含む。)について、経験年数7年以上の職員を30%以上配置する		
				看護師を常勤換算で1名以上配置する		
				夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者をユニット数に1加えた数以上配置する		
				質の高い中核的人材育成・定着等	「介護職員等処遇改善加算」を算定する計画となっている	
			働きやすい環境づくり	管理者やリーダー的スタッフの資質向上のための研修を年1回以上受講させる		
				応募者が運営する事業所及び施設が、ひろしま介護マイスター養成事業所の認証を受けている		
				働きやすい環境づくりを推進しており、法人として「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」の認証を受けている		
			職場におけるハラスメントを防止するためのガイドラインを作成する			
			利用者処遇	利用者等の苦情処理体制・個人情報の保護・事故発生時の対応	苦情処理体制	利用者やその家族からの苦情等窓口を設ける
						受けた苦情や要望などを、サービスの質向上のための改善行動に活かすこととしている
					個人情報保護	個人情報保護のためのガイドラインを作成する
					事故発生時の対応	事故発生時の対応マニュアルを整備する
				寄せられた苦情や、事故・ヒヤリハットについて全職員が共有できる機会を設け、再発の防止を図ることとしている		
				災害対策・衛生管理・感染症対策	災害発生時の対応	各種自然災害(土砂災害、大規模地震等)発生時の対応を定めたマニュアルを整備する
	非常災害時に地域の要介護者の避難の受け入れを行う					
	年1回以上、事業所の立地状況に応じた地震・風水害など自然災害に対する避難訓練を実施する					
	夜間など職員の数が少ない場合を想定した訓練を実施する					
	衛生管理・感染症対策	食中毒予防、各種感染症の予防及び発生時の対応を定めたマニュアルを整備する				
	栄養・協力医療機関	栄養管理		療養の特性や熱中症予防に配慮した水分摂取の取組を行うこととしている		
				管理栄養士による、療養の特性や健康の維持に配慮した食事・栄養管理を行うこととしている		
				利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について適切に確認を行うこととしている		
		協力医療機関		協力医療機関との距離が近い(道のりで5km以内)		
				歯科医院を含めた、複数の協力医療機関を確保することとしている		
	サービスの質の確保	利用者の尊厳に配慮するなどした適切なサービス	利用者の家族等による援助が必要であると認められながら、これらが期待できない場合において、成年後見制度や権利擁護に関する事業等の活用を支援する			
			利用者の金銭管理に関するマニュアルを作成する			
			ユニバーサルデザインをベースとして、認知症の利用者が利用しやすく不穏にならないような工夫を行うこととしている			
			利用者の服薬管理を適切に行うためのマニュアルを作成する			
			自立した日常生活を営めるようにするため、利用者が有する能力に応じて、炊事、洗濯、清掃等の役割を担ってもらい、利用者と職員が共同で行う取組がある			
		個別ケアの実施	個浴の実施など、利用者の意向に応じた入浴機会を提供する			
			利用者の生活習慣を尊重した食事提供、又は利用者の身体状況、嚥下や歯の状態を考慮した食事介助をする			
			摂食・嚥下機能の維持・向上に配慮した口腔ケアを行う具体的な取組がある			
			プライバシーへの配慮や自立を促す排せつ介護などの具体的な取組がある			

				利用者一人一人の嗜好を把握し、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供や、クラブ活動を支援する
			中重度利用者への処遇	認定特定行為業務従業者を配置し、登録特定事業者として登録を受ける予定である
				看取りに関する指針を作成し、入居の際に利用者又はその家族に対し看取り介護について十分な説明を行う
				ターミナルケアやACP(アドバンス・ケア・プランニング)に関する研修を実施する
				職員に対し、「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症チームケア推進研修」を計画的に受講させることとしている
				計画作成担当者が、訪問リハ、通所リハ又はリハビリを実施している医療提供施設の医師、理学療法士等の助言をもとに作成した認知症対応型共同生活介護計画に基づき、計画的な機能訓練を実施することとしている
		認知症への対応と医療との連携		医療機関と、新興感染症の発生時を含め、感染症発生時における具体的な対応方法を定めた協定書を締結することとしている
				若年性認知症利用者の受け入れを行うこととしている
				以下のいずれにも合致する体制とする計画であること。 (ア) 事業所の職員として又は病院等との連携により、看護師を1名以上確保する (イ) 看護師により24時間連絡できる体制を確保する
				入居者が病院又は診療所に入院する必要があるが生じた場合、退院後再び当該認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保することとしている
				歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士からの助言に基づいた、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成する
		新しい技術等を生かした処遇・科学的介護の推進		介護用ロボットや介護用リフトなど新しい機器を導入する
				見守り機器、インカム等のICT、介護記録の作成の効率化に資するICTを導入する
				上記以外で、新しい技術を導入することとしている
				職員の勤務時間(時間外含む)や有給休暇取得の状況などの実績調査を行い、機器導入の効果を継続して把握することとしている。
				LIFEを活用し、質の高いサービスを実施するためのPDCAサイクルを構築する
経営の安定性	法人経営の安定性	法人経営の安定性		決算期を3期以上経た法人である
				3年連続で営業利益を出している
				直近の会計年度において、流動資産が流動負債を上回っている
				直近の会計年度において、債務超過となっていない
	事業所の所有関係	土地		自己所有である(見込も含む。)、又は賃借の場合は契約期間が30年以上ある
		建物		自己所有である(見込も含む。)、又は賃借の場合は契約期間が30年以上ある
整備予定地	道路・交通	道路状況		敷地の2面が道路に面しているか、又は1面でも対面通行可能か(事業所から車が直接出入りできる道路であること)
				無理なく離合可能な幅員(6m以上)
		公共交通機関		公共交通機関の駅やバス停まで近く(道のりで500m以内)、平日の昼間において1時間に1本以上の運行がある
	周辺状況	環境		市街化区域に整備する
				浸水想定区域外又は浸水想定区域内であり水害対策に資する設備(非常用電源の屋上設置、止水板など)の設置をすることとしている
		生活の場		商業施設、文化施設、娯楽施設等と近接し(道のりで500m以内)外出の機会を促進する生活環境
				平地にあり、徒歩又は車いすによる外出の機会を促進する生活環境
	面積・日照等	余裕のある敷地		建ぺい率60%以内の建設である
		日照		南側が斜面や高層建築物等で遮られていない
		風通し		斜面や高層建築物等で遮られていない
整備建物	安全・健康面等への配慮	建物の構造		耐火構造又は準耐火構造である
				ユニットが2階以下に配置されている
		避難経路		車いすによる自力での避難が可能な廊下幅及び出入口を2か所以上設けている(幅員が150cm以上の避難経路を確保しているなど)
				居間及び食堂の窓が掃き出し窓となっており、直接屋外へ避難できる
		安全面		利用者の動線や動作に応じた手すりを設置している
				玄関に、靴を脱ぐ際の腰掛ベンチを設置している
				駐車場又は敷地出入口から玄関までの動線について段差をなくし、有効幅員150cm以上確保することとしている
				非常時の備えとして、利用者のための食糧等を3日分備蓄する、非常用電源の設置などを行うこととしている
				車いす等の利用や、転倒防止や職員の身体の負担軽減に配慮した素材を使用することとしている(具体的な素材を記載)
		衛生管理		感染症対策のため、玄関に手洗い場を設置している
	ユニット・居室	ユニット		居間及び食堂と居室が別の階にあるなど、ユニットがフロアで分断されていない
				利用者の状態に合う高さのいすやテーブルを用意する
				居室は居間及び食堂に近接して一体的に配置されている
		居室		全ての居室面積が基準面積の1.3倍以上(9.7㎡以上)
				居室が不整形でなく、ベッド等の配置方法が複数選択できる奥行きと幅である
	水回り空間	トイレ設備		ユニットごとに2か所以上に分散して設置している
				清掃・臭い対策を講じている
				簡易シャワーや洗浄器(汚物流し)を設置している
		浴室		ユニットごとに設置している
				個別浴槽が2方向以上の介助に対応した配置になっている

【 重要 】計画を実行するための具体的な取組内容を記載してください。